

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、同項に定める特定個人情報保護評価書を次のとおり公示します。

平成27年8月12日

京都市長 門川大作

## 1 評価書の名称

京都市 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 全項目評価書

## 2 評価書に対する意見の提出

上記1の評価書に意見がある方は、次のとおり意見を提出できます。

### (1) 受付期間

平成27年8月12日から同年9月11日まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、次の提出先に提出

（提出先）

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 宛て

（FAX：075-213-5857）

（E-mail : hokennenkin@city.kyoto.jp）

### (3) 意見の取扱い

ア 個別の意見に対する回答は行いません。

イ 意見の提出において収集した個人情報は、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

## 3 その他

- (1) インターネット（京都市ホームページ）のほか、区役所、区役所支所、情報公開コーナー及び保険年金課においても、評価書の閲覧等ができます。
- (2) 上記2の手続を経たうえで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取りし、国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	京都市 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
京都市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
京都市長

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】
公表日

[平成26年4月 様式4]

# 項目一覧

## I 基本情報

(別添1) 事務の内容

## II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

## IV その他のリスク対策

## V 開示請求、問合せ

## VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務			
②事務の内容 ※	<p>国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における法定受託事務について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①被保険者の異動届に関する事務(資格に係る各種届の受理、被保険者情報の管理、日本年金機構への各種届出等の送付)      ②保険料の各種免除・猶予に関する事務(申請受付、世帯・所得情報の確認・調査、日本年金機構への申請書等の送付)      ③国民年金の付加保険料に関する事務(申請受付、受付情報の管理、日本年金機構への申請書等の送付)      ④各種年金(老齢基礎年金等)及び一時金(死亡一時金等)の請求に関する事務(請求の受付、日本年金機構への申請書等の送付)      ⑤年金生活者支援給付金の支給に関する事務(日本年金機構への所得情報の提供、申請受付、日本年金機構への申請書等の送付)</p> <p>※詳細は、「(別添1)事務内容」を参照</p>			
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[        30万人以上        ]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[        30万人以上        ]	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
[        30万人以上        ]	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満		

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

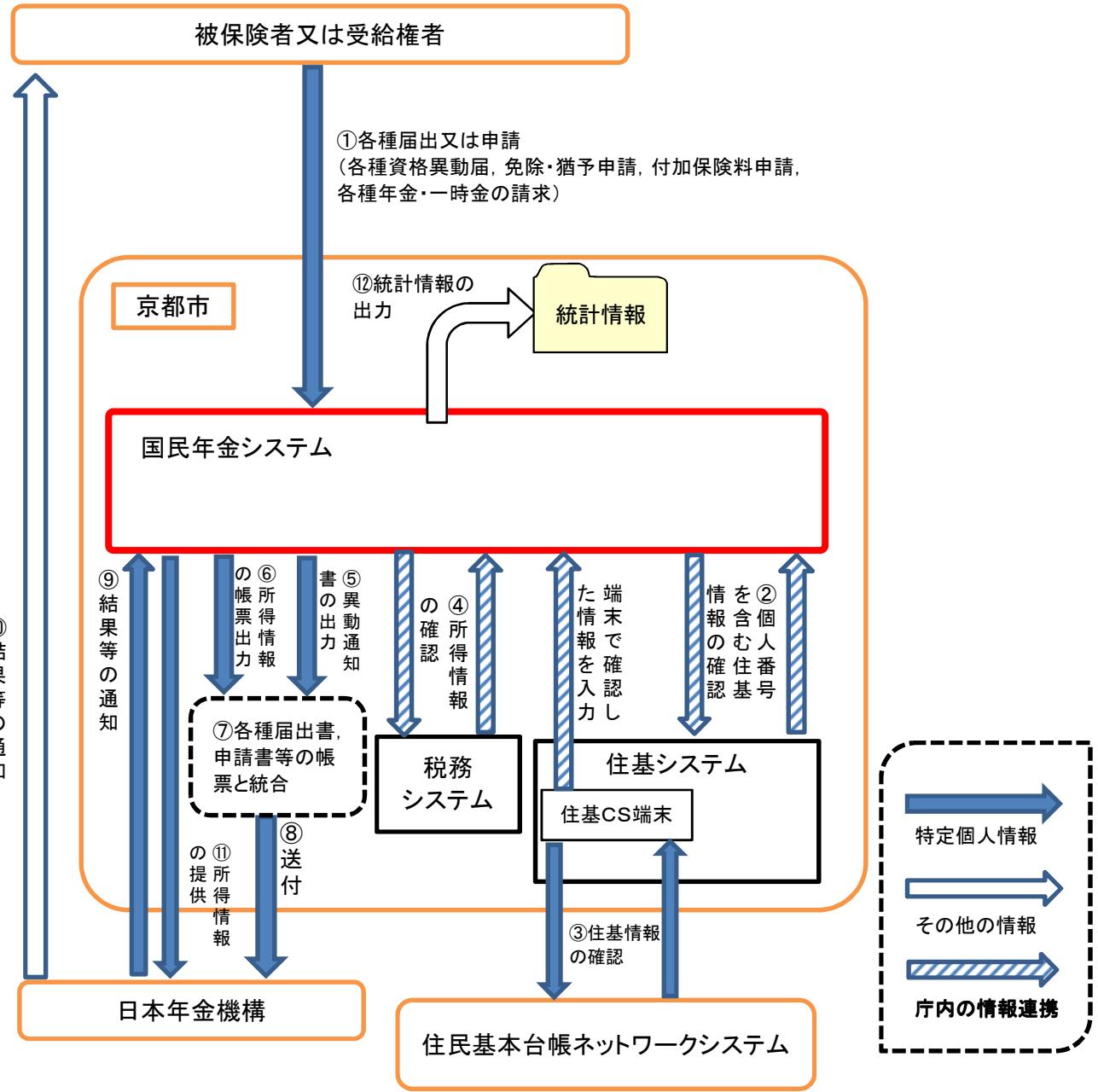
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<p>①被保険者情報の管理に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名、世帯情報などの住基情報を含む宛名情報の管理を行う。</li> <li>・基礎年金番号や資格の取得、喪失、変更等の情報の登録、管理を行う。</li> <li>・各種免除・猶予申請情報の登録、管理を行う。</li> <li>・付加保険料申請情報の登録、管理を行う。</li> <li>・受給権の情報の登録、管理を行う。</li> <li>・各種届出の窓口受付用帳票を発行する。</li> </ul> <p>②各種情報の照会機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①で登録した情報を照会する。</li> <li>・各種業務で必要な住基情報を照会する。</li> <li>・各種免除・猶予に必要な所得情報を照会する。</li> </ul> <p>③日本年金機構へ送付する帳票を作成する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種免除・猶予申請に必要な住基・所得情報を記載した帳票(所得審査票)を作成する。</li> <li>・被保険者届出書に係る送付用帳票(異動通知書)を出力する。</li> </ul> <p>④日本年金機構への所得情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構から送付される国民年金保険料滞納者について、所得情報を提供する。</li> </ul> <p>⑤統計機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異動情報等の集計票を作成する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                  [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 既存業務システム )</p>

システム2	
①システムの名称	年金生活者支援給付金システム
②システムの機能	<p>①申請受付機能 ・申請者の情報を登録、管理する。</p> <p>②所得照会機能 ・対象者の所得情報を照会する。 ・対象者の所得情報について帳票を出力する。</p> <p>③対象者所得情報の一斉出力機能 ・日本年金機構から提供された対象者一覧データに所得情報を附加して出力する</p> <p>④送付情報管理機能 ・日本年金機構に送付した情報を登録、管理する。</p> <p>⑤認定結果管理機能 ・認定を受けた者の情報を登録管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 既存業務システム )</p>
システム3	
システム4	
システム5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
システム16	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
年金情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	国民年金や年金生活者支援給付金に関する決定処理等を行う日本年金機構において個人番号を使用した事務処理を行うため、日本年金機構に処理対象者の特定個人情報を提供する必要がある。
②実現が期待されるメリット	個人番号を活用することにより、日本年金機構において年金記録の適正な管理を行うことができることや、被保険者等(受給権者を含む。以下同じ。)の住所変更などの届出省略、手続き時における住民票などの添付書類の省略が可能となり、被保険者等の負担の軽減等につながることが見込まれる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[      実施しない      ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長	保険年金課長 出口 一行
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	

(別添1) 事務の内容

国民年金システム

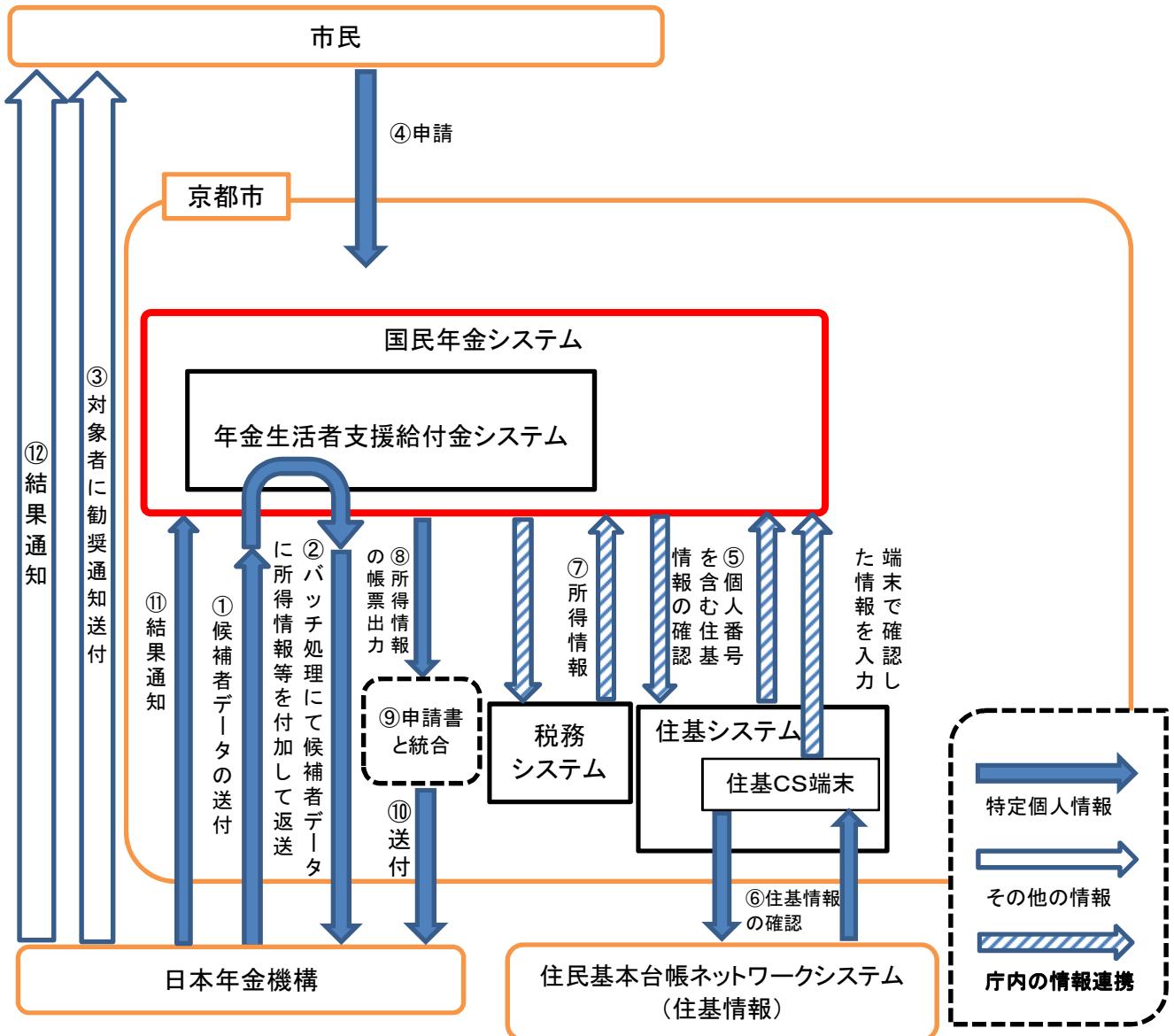


(備考)

- ①被保険者又は受給権者から届出、申請等を受け付ける。  
(国民年金の資格異動に関する届出、保険料の各種免除・猶予に係る申請、付加保険料申出、各種年金・一時金の請求)
- ②本市住基システムに照会し、対象者の氏名、世帯情報、住所等を確認する。
- ③住登外管理をされている者については、住基CS端末で住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住基情報を確認し、確認した情報を国民年金システムに入力する。
- ④保険料の各種免除・猶予申請については、所得情報を確認する。
- ⑤日本年金機構への送付用帳票(異動通知書)を出力する。
- ⑥各種免除・猶予申請で必要となる所得情報の帳票(所得審査票)を出力する。
- ⑦①で受け付けた各種書類と⑤⑥で出力した帳票を整理、統合する(週に1回から月に1回程度)。
- ⑧⑦を日本年金機構に送付する。
- ⑨日本年金機構から処理結果等が通知されるため、国民年金システムに入力する。
- ⑩日本年金機構から届出・申請等を行った市民に結果等が通知される。
- ⑪日本年金機構から送付される国民年金保険料滞納者について、所得情報を提供する。
- ⑫国民年金システムから各種統計情報を出力する(個人情報は含まない)。

(別添1) 事務の内容

年金生活者支援給付金システム



(備考)

- 日本年金機構から給付金支給候補者データが送付される(年に1回)。
- ①のデータにバッチ処理にて所得情報等を付加し、日本年金機構に返送する。
- 日本年金機構から対象者に勧奨通知が送付される。
- 日本年金機構から通知を受けた市民からの申請を受け付ける。  
(未通知の市民からも申請を受け付ける。)
  - ⑤申請者の個人番号を含む住基情報について、府内連携で住基システムに確認する。
  - ⑥住登外管理をされている者については、住基CS端末で住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住基情報を確認し、確認した情報を国民年金システムに入力する。
  - ⑦個別に申請者の所得情報を確認する場合について、府内連携で税務システムに確認し、基準を満たすか審査する。
  - ⑧申請者の所得情報について帳票で出力する。
  - ⑨④で受け取った申請書と整理、統合する(週に1回から月に1回程度)。
  - ⑩⑨を日本年金機構に送付する。
  - ⑪日本年金機構から処理結果等が通知されるため、年金生活者支援給付金システムに入力する。
  - ⑫日本年金機構から申請者に結果が通知される。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
年金情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	国民年金オンラインシステムにおいて登録を行っている者及び同一世帯員のうち、個人番号を有する者	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報: 対象者を正確に特定するために記録</li> <li>○連絡先情報: 対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録</li> <li>○業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報: 年金の各種免除や猶予における所得判定を行うため記録</li> <li>・障害福祉関係情報: 障害基礎年金受給者の情報管理のため記録</li> <li>・年金関係情報: 被保険者及び受給権者について、国から示された事務処理基準に基づき記録</li> </ul> </li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成29年1月1日	
⑥事務担当部署	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

		[○] 本人又は本人の代理人  [○] 評価実施機関内の他部署 ( 文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部 )
①入手元 <b>※</b>		[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ ] 民間事業者 ( ) [○] その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム, 本市共通システム基盤の情報連携機能 )
③入手の時期・頻度		<本人及び代理人からの申請> 国民年金法施行規則に記載されている申請等を受けた都度必要に応じて入手する。 <本市共通システム基盤の情報連携機能により入手> ・住基関係情報:住基システムの異動情報を即時連動(住民の個人番号を含む。) ・地方税関係情報:税システムの異動情報を月次更新 <住民基本台帳ネットワークシステムにより入手> 本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。 <日本年金機構から入手> 日本年金機構から送付される処理結果等により入手する。
④入手に係る妥当性		<本人又は本人の代理人からの入手> 番号法第9条別表第1第31, 95項に規定され、国民年金法、国民年金法施行規則に規定する届出及び申請を受けた都度入手する。 <本市共通システム基盤の情報連携機能により入手> 番号法第9条第2項に基づく条例に規定され、迅速かつ効率的な対応が行える程度で情報を入手する。 <住民基本台帳ネットワークシステムにより入手> 番号法第14条第2項に規定され、調査が必要になった都度入手する。
⑤本人への明示		・使用目的を文書または口頭で本人に明示した上で入手する。 ・本市共通システム基盤の情報連携機能により入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づく条例にて明示されている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手については、番号法第14条第2項において地方公共団体情報システム機構に対し機関保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。
⑥使用目的 <b>※</b>		・国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、各種届出、申請等を受け付け、日本年金機構により示された事務処理基準に従って適正に事務を行ったため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所福祉部保険年金課、京北出張所福祉担当
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 <b>※</b>	<p>①本市の国民年金オンラインシステム(年金生活者支援給付金を含む。)において管理する被保険者情報の一つとする。</p> <p>②日本年金機構への申請書等の送付、厚生労働大臣への報告を行うための識別子とする(従来は基礎年金番号を識別子として報告しており、個人番号を持たない者(海外転出者等)は、引き続き基礎年金番号で報告する)。</p>
情報の突合 <b>※</b>	日本年金機構へ送付する情報(基礎年金番号、被保険者資格情報、受給権者情報、所得情報、その他申請・届出情報)との突合を行う。
情報の統計分析 <b>※</b>	特定個人情報を用いた特定の個人を判別し得る統計分析は行わない。
権利利益に影響を与える決定 <b>※</b>	該当なし
⑨使用開始日	平成29年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 3 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	システムのオペレーション業務委託	
①委託内容	システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  [ ○ ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )</p>	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社インテック	
⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
再委託	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。	
⑨再委託事項	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション	
<b>委託事項2~5</b>		
<b>委託事項2</b>	システムの運用保守委託	
①委託内容	システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	<p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ] [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="radio"/> その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 ) ]
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		日本年金機構から提供される各種情報のパンチ入力
①委託内容		日本年金機構から紙で提供される「第1号被保険者資格喪失者一覧表」、「免除承認通知書」等に係る情報の電子化業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	日本年金機構から提供される各種通知書の対象者
	その妥当性	民間の保有する高度な知識・技術を活用することにより、コストの低減及び効率的な業務を行うことが可能となる。当該委託業務で扱う情報の中に特定個人情報が含まれており、特定個人情報を分離して業務委託することは、非合理的である。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ] [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input checked="" type="radio"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑤委託先名の確認方法		京都市のホームページにおいて落札業者を公表している。
⑥委託先名		毎年、一般競争入札で委託先を確定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項 国民年金法施行令第1条の2(市町村が処理する事務)	
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金オンラインシステムにおいて登録を行っている者及び同一世帯員のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	・定期的なもの(週次、月次、年次) ・随時(届出、申請があった都度)	
<b>提供先2～5</b>		
提供先2	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項 国民年金法施行令第1条の2(市町村が処理する事務)	
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金オンラインシステムにおいて登録を行っている者及び同一世帯員のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	随時(求めがある都度)	

<b>提供先3</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第40条
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	京都市内に住民登録をしている者のうち公的年金受給者(給付金支給の対象者)となる者及び同一世帯員のうち個人番号を有する者 ※過去に京都市内に住民登録していた者(転出者、死亡者等)のうち公的年金受給者(給付金支給の対象者)となる者及び同一世帯員のうち個人番号を有する者を含む。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	・定期的なもの(週次、月次、年次) ・随時(届出、申請があつた都度)



## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。          ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。          ③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p>													
期間		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年													
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上													
10) 定められていない															
②保管期間	その妥当性	<p>国民年金の被保険者の加入履歴情報は、加入時から加入満了期間を経て、65歳到達時における請求手続きをもって年金受給権者となるまでの情報管理が必要となるため、長期に渡って保持する必要がある。</p>													
③消去方法	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①保管期間を過ぎたものについては、システム内で削除処理を実行する。          ②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。</p>														
7. 備考															
-															

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

\* 業務個人番号、住基個人番号、年金個人番号、国保個人番号は番号法導入前より使用している国民年金システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

<国民年金システム> ファイル記録項目に個人番号(マイナンバー)を後日追記する。

宛名リンク情報A	町	更新日	性別
業務個人番号	郵便番号	基礎年金番号リンクB	更新情報
宛名番号	住所文字	基礎年金番号	更新区
通名使用サイン	住所文字数	記号	区コード
被保険者サイン	住所	番号	管轄コード
受給権者サイン	方書	業務個人番号	更新日
老齢福祉サイン	氏名	更新情報	送付先情報
点字サイン	氏名カナ	更新区	業務個人番号
電話番号	生年月日	区コード	住所コード
特記管理区	性別	管轄コード	区
更新情報	作成理由	更新日	学区
更新区	変更理由	旧年金番号リンク情報	町
区コード	国籍コード	業務個人番号	郵便番号
管轄コード	更新情報	基礎年金番号(旧年金番号)	住所文字
更新日	更新区	記号	住所文字数
宛名リンク情報B	区コード	番号	住所
宛名番号	管轄コード	更新情報	方書
業務個人番号	更新日	更新区	電話番号
通名使用サイン	住所索引情報	区コード	更新情報
被保険者サイン	住所コード	管轄コード	更新区
受給権者サイン	カナ氏名	更新日	区コード
老齢福祉サイン	宛名番号	老齢福祉リンク情報A	管轄コード
点字サイン	個人情報	業務個人番号	更新日
電話番号	住所	老福記号番号	通称名情報
特記管理区	氏名	記号	宛名番号
更新情報	生年月日	番号	通称名漢字
更新区	性別	更新情報	通称名カナ
区コード	更新情報	更新区	生年月日
管轄コード	更新区	区コード	性別
更新日	区コード	管轄コード	更新情報
生年月日索引情報	管轄コード	更新日	更新区
生年月日	更新日	老齢福祉リンク情報B	区コード
カナ氏名	方書情報	老福記号番号	管轄コード
宛名番号	宛名番号	記号	更新日
個人情報	住定日	番号	付加・免除情報
住所コード	方書	業務個人番号	業務個人番号
住所	更新情報	更新情報	履歴番号99から連番
氏名	更新区	更新区	免除付加種別
性別	区コード	区コード	該当月
更新情報	管轄コード	管轄コード	非該当月
更新区	更新日	更新日	更新情報
区コード	基礎年金番号リンクA	氏名索引情報	更新区
管轄コード	業務個人番号	区コード	区コード
更新日	基礎年金番号	カナ氏名	管轄コード
年金住登外マスタ	記号	宛名番号	更新日
宛名番号	番号	個人情報	異動通知情報
履歴番号 99から連番	更新情報	住所コード	業務個人番号
住所コード	更新区	住所	宛名番号
区	区コード	氏名	基礎年金番号
学区	管轄コード	生年月日	記号

番号	基金喪失月	内部処理事由	失権年月
届書コード	職権適用	受信キー情報	診断書コード
該当日(取得日、転入日等)	職権適用サイン	変換後受信キー	診断書次回提出年月
開始月	職権適用日	受信キー種別	障害等級
非該当日(喪失、転出日等)	喪失異動理由	受信キー内容	障害等級審査年月
終了月	所得情報領域	正常終了サイン	加算区分
加入種別	配偶者サイン	データ区分	加算区分(障害)
理由	配偶者宛名番号	有効データ区分	支給最新年度
届出日(処理日)	世帯主サイン	稼働統計情報	支給区分テーブル
高任終期	世帯主宛名番号	データ	支給区分
添付書類サイン	特例支援情報	年金稼働統計[処理部]	一時金支給情報
職権サイン	特例支援サイン	処理部	一時金テーブル
旧氏名	特例支援開始年月	帳票出力情報領域	一時金種別
旧氏名カナ	特例支援終了年月	接続プリンターテーブル	届出日
システム日付	更新情報	プリンタVD名	決定日
処理時間	更新区	出力帳票テーブル	一時金結果
連番	区コード	出力帳票情報テーブル	更新情報
処理事由	管轄コード	出力枚数	更新区
区コード	更新日	出力プリンタ番号	区コード
バッチ用SORTエリア	届出記録情報	処理対象情報	管轄コード
届書コード	業務個人番号	世帯続行	更新日
市区町村コード	処理日時	世帯	老齢福祉マスタ
管轄社保コード	処理日	世帯テーブル	業務個人番号
社保進達サイン	処理時間	世帯番号	枝番
ハードコピー請求サイン	届出日	世帯特定検索キー種別	届出日
異動ジャーナル情報	区コード	宛名情報	支給最新年度
データ	処理事由	宛名番号	支給区分
宛名情報及びレコード	処理理由	個人特定検索キー種別	扶養義務者区分サイン
被保険者管理マスタ	社保進達サイン	税宛名	扶養義務者宛名番号
業務個人番号	職権サイン	税宛名番号	配偶者区分サイン
市管理開始情報	異動日等	税宛名特定キー種別	配偶者宛名番号
市管理開始日	更新情報	20歳適用情報	更新情報
市管理開始理由	更新区	区コード	更新区
市管理終了情報	区コード	連番	区コード
市管理終了日	管轄コード	宛名番号	管轄コード
市管理終了理由	更新日	取得日	更新日
最新得喪情報領域	年金稼働統計[共通部]	受給権者マスタ	限度額判定データ
資格取得日	処理日	業務個人番号	限度額判定結果データ
加入種別	区コード	その他公的年金テーブル	出力エリア
資格喪失日	処理端末	公的年金コード	ステータス
最新付加免除情報領域	処理時刻テーブル	受給権者情報	集計結果
付加免除コード	処理時刻	受給権者テーブル	扶養人数
付加免除区分	操作員情報	受付情報	扶養者合計
付加免除種別	IDカード	受付年金種別	老人扶養親族合計
該当月	操作員コード	裁定受付日	一般控除対象配偶者
非該当月	操作員コード	裁定却下日	老人控除対象配偶者
高齢任意終期	職員コード	却下理由	配・扶障害
特例高齢サイン	操作員名	裁定結果情報	普通障害金額計
卒業予定年月	業務情報	年金コード	特別障害金額計
基金取得月	内部事務コード	発生年月	本人障害
本人障害金額	老齢福祉本人老人扶養加算額	生年月日(再定義)	納税者コード
老・寡・勤	老齢福祉本人特例扶養加算額	性別	課税区分
有効老寡勤	老福配・扶一部停止基準額	性別(9TYPE)	申告有無

有効老寡勤金額	老福配・扶全額停止基準額	郵便番号	給与支払額
前年の所得額	老福配・扶一般扶養0→1	補記サインテーブル	年金支払額
所得控除の合計	老福配・扶一般扶養1→*	補記サイン	総合課税所得
控除後の所得額	老福配・扶老人扶養加算額	永住サイン	給与所得額
限度額計算結果	全額免除基準額(標準)	国籍コード	雑年金所得額
全額停止限度額	全額免除基準額(+α)	異動処理	総合所得合計
一部停止限度額	政令で定める基準額	異動事由	分離課税所得
社会保険料額	住基年金番号情報	作成事由	分離所得合計
パラメータ情報	国年記番情報(A)	変更事由	特別控除等
保険料率	住基個人番号	更新日	短期譲渡特別控除
税調年度	年金記号番号	宛名情報更新区	長期譲渡特別控除
税調可能開始日	記号	区コード	所得控除
税調可能終了日	番号	管轄コード	雑損
処理ワーク情報	更新日	更新日	医療
端末毎レコード数	年金種別	送付先電話番号	社会保険料
処理ワーク情報テーブル	宛名情報	市内最終住所コード	生命保険料
ファイルNO	リンク領域	区	配偶者特別
端末台数	年金個人番号	学区	所得控除合計
開始相対番号	宛名番号	町	小規模企業共済等掛金
処理ワーク情報2	通名使用サイン	転入前住所コード	個人年金保険料支払額
端末毎レコード数2	被保険者サイン	転入サイン	所得控除・本人該当
処理ワーク情報テーブル2	受給権者サイン	自治省コード	障害者
ファイルNO2	老齢福祉サイン	送付先サイン	老・寡・勤
端末台数2	点字サイン	税調個人データ	所得控除・扶養該当
開始相対番号2	電話番号	年金個人番号	控除対象配偶者
処理ワーク情報3	リンク更新サイン	データ区分	同居老親等
端末毎レコード数3	リンク情報更新区	配偶者扶養義務者区分サイン	老人扶養
処理ワーク情報テーブル3	区コード	(年金番号)	特定扶養
ファイルNO3	管轄コード	宛名領域	年少扶養
端末台数3	リンク情報更新日	住基世帯番号	その他扶養
開始相対番号3	宛名領域	統柄コード	同居特別障害
本人障害	登録元サイン	宛名番号	特別障害
本人障害(特例)	住登区分	宛名番号(再定義)	その他障害者
扶養障害	履歴番号	宛名区分	一項減免サイン(生保判定)
扶養障害(特別)	住所コード	住基個人番号	市府民税額
老年者	区	年金番号	市民税追加情報
寡婦	学区	氏名	株式等譲渡
寡夫	町	氏名補記サイン	商品先物取引
寡婦(特別)	住所文字数テーブル	生年月日	総所得金額等の合計金額
勤労学生	住所文字数	生年月日(再定義)	その他領域
障害一部停止基準額	住所	性別	証明停止サイン
障害全額停止基準額	方書	住登区分	証明停止対象区
障害一般扶養加算額	氏名1	住民異動日	異動通知書プリントマスター
障害老人扶養加算額	氏名2	住民異動日(再定義)	年金個人番号(KEY)
障害特例扶養加算額	氏名カナ1	市民税領域	宛名番号
老齢福祉本人全額停止基準額	氏名カナ2	普徴・特徴コード	基礎年金番号
老齢福祉本人一般扶養加算額	生年月日	税目	処理日時刻

処理日	区コード	国籍
処理日(再定義)	その他	異動サイン
処理時刻	基礎年金番号	異動事由
宛名連番	生年月日	作成事由
区コード(京都市)	種別	変更事由
届出書コード	種別(現状)	異動日
届出書コード(SORTキー)	高齢終期	更新区
処理事由	高齢任意必要サイン	区コード
電話番号	不在者サイン	管轄コード
住所	O/Lファイル更新済サイン	更新年月日
方書	エラーサイン	電話番号
氏名サイン	異動ジャーナル(宛名参照)	最終住所コード
氏名	異動ジャーナル宛名情報	最終住所コード・区
氏名カナ	国保個人番号	最終住所コード・学区
生年月日	国保宛名番号	最終住所コード・町
性別	通名使用サイン	送付先サイン
郵便番号	被保険者サイン	届出日
補記サインテーブル	受給権者サイン	申免・学特受付パンチ情報
補記サイン	老齢福祉サイン	リンク領域
国籍コード	点字サイン	パンチ領域
該当年月日	電話番号	区コード
得喪履歴	リンクサイン	受付月日
該当日	更新区	受付月
加入種別	区コード	受付日
非該当日	管轄コード	基礎年金番号
添付書類サインテーブル	更新年月日	記号番号
添付書類サイン	宛名情報	卒業予定年月
職権サイン	宛名登録区分	編集領域
旧氏名	宛名区分	申免・学特区分
旧氏名カナ	履歴番号	年金個人番号
処理区コード	住所コード	エラーサイン
市管理情報テーブル	住所・区	
市管理開始日	住所・学区	
市管理開始理由	住所・町	
市管理終了日	住所文字TBL	
市管理終了理由	住所文字	
被保険者サイン	住所	
加入種別	方書	
理由	氏名漢字	
基礎年金番号(表示用)	氏名1	
特例高齢任意喪失日	氏名2	
公的年金コード	氏名カナ	
処理日(SORT用キー)	氏名かな1	
喪失異動情報	氏名かな2	
年金個人番号(KEY)	生年月日	
喪失事由	性別	
喪失年月日	郵便番号	
喪失年月日(再定義)	補記テーブル	
異動事由	補記	
更新サイン	永住サイン	

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

\* 住基個人番号は番号法導入前より使用している国民年金システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

<年金生活者支援給付金システム> ファイル記録項目に個人番号(マイナンバー)を後日追記する。

年給宛名リンク情報A	年度	本人控除該当表示	帳票出力情報領域
基礎年金番号	事務区分	障害者控除該当表示	接続プリンターテーブル
記号	レコード区分	特別障害者控除該当表示	プリンタVD名
番号	市町村コード	寡婦(夫)控除該当表示	出力帳票テーブル
年度	府県コード	寡婦(夫)控除特例該当表示	出力帳票情報テーブル
年金種別	市町村コード	勤労学生控除該当表示	出力枚数
宛名番号	年金保険者コード	扶養親族等の数	出力プリンタ番号
更新情報	通知内容コード	控除対象配偶者扶養親族人数	処理対象情報
更新区	制度コード	老控対配老人扶養親族人数	世帯続行
更新処理事由	作成年月日	障害者控対配扶養親族人数	世帯
更新日	西暦年	特別障害控対配扶養親族人数	世帯テーブル
年給宛名リンク情報B	生年月日	特定扶養親族人数	世帯番号
宛名番号	西暦年	16歳以上19歳未満	世帯特定検索キ一種別
年度	性別	連番	宛名情報
基礎年金番号	氏名	宛名番号	宛名番号
記号	カナ	更新情報	個人特定検索キ一種別
番号	シフトコード	更新区	税宛名
年金種別	漢字	更新処理事由	税宛名番号
更新情報	氏名(再定義)	更新日	税宛名特定キ一種別
更新区	氏名(漢字)	年金稼働統計[共通部]	
更新処理事由	シフトコード	共通部	
更新日	住所	キー情報	
課税支援情報	郵便番号	処理日	
課税支援レコード	カナ	区コード	
プライマリーキー	シフトコード	処理端末	
宛名番号	漢字	処理時刻テーブル	
年度	住所(再定義)	処理時刻	
合計所得金額	住所(漢字)	操作員情報	
更新情報	シフトコード	IDカード	
更新日付	各種項目エリア	操作員コード	
認定結果情報	所得証明対象年	操作員コード	
基礎年金番号	西暦年	職員コード	
記号	所得証明年月日	操作員名	
番号	西暦年	業務情報	
履歴番号	所得情報設定表示1	内部事務コード	
支給情報	所得情報設定表示2	内部処理事由	
請求年度	所得情報設定表示3	受信キー情報	
年金種別	所得情報(老齢)	変換後受信キー	
受付年月日	世帯課税区分	受信キー種別	
認定年月日	前年所得合計額1	受信キー内容	
支給情報	所得情報(障害・遺族)	正常終了サイン	
支給開始年月	前年の所得	データ区分	
支給終了年月	前年所得合計額2	有効データ区分	
理由	控除額	稼働統計情報	
更新情報	雑損控除額	データ	
更新区	医療費控除額	データ(再定義)	
更新処理事由	社会保険料控除額	共通部	
更新日	小規模企業共済掛金控除額	処理部	
送付情報	配偶者特別控除額	年給稼働統計[処理部]	
基礎年金番号	免除所得額	処理部	

限度額判定結果	エラー区分	前年の所得	基礎年金番号
ステータス	連番	前年所得合計額2	カナ氏名
集計結果	予備1	控除額	郵便番号
扶養人数	突合結果サイン	雑損控除額	予備3
扶養者合計	ファイル種別	医療費控除額	西暦生年月日
老人扶養親族合計	世帯番号	社会保険料控除額	西暦生年月日(再定義)
一般控対配	住民日	小規模企業共済掛金控除額	性別
老人控対配	証明停止サイン	配偶者特別控除額	住登区分
特定扶養親族数	再転入サイン	免除所得額	住民異動日
年少扶養親族数	予備2	本人控除該当表示	住民異動日(再定義)
配・扶障害	年金受給権者情報		市民税領域
普通障害金額計	基礎年金番号	障害者控除該当表示	普微・特徴コード
特別障害金額計	宛名番号	特別障害者控除該当表示	税目
本人障害	年金コード	寡婦(夫)控除該当表示	納稅者コード
本人障害金額	受付年金種別	寡婦(夫)控除特例該当表示	課税区分
老・寡・勤	障害等級	勤労学生控除該当表示	申告有無
有効老寡勤	失権年月	扶養親族等の数	給与支払額
有効老寡勤労金額	裁定受付日	控除対象配偶者扶養親族人数	年金支払額
前年の所得額	裁定却下日	老控対配老人扶養親族人数	総合課税所得
所得控除の合計	却下理由	障害者控対配扶養親族人数	給与所得額
控除後の所得額	所得情報等提供データ		特別障害控対配扶養親族人数
限度額計算結果	レコード区分	特定扶養親族人数	雑年金所得額
全額停止限度額	市町村コード	16歳以上19歳未満	総合所得合計
一部停止限度額	府県コード	世帯リンク情報	
社会保険料額	市町村コード	世帯番号	分離課税所得
前年の所得額(老)	年金保険者コード	住基個人番号	分離所得合計
本人控除該当表示	通知内容コード	西暦生年月日	特別控除等
障害者控除該当表示	制度コード	性別	短期譲渡特別控除
特別障害者控除該当表示	作成年月日	カナ氏名	長期譲渡特別控除
寡婦(夫)控除該当表示	基礎年金番号	郵便番号	所得控除
寡婦(夫)控除特例該当表示	生年月日	住登区分	雑損
勤労学生控除該当表示	性別	住民となった日	医療
宛名番号確認情報		予備1	社会保険料
基礎年金番号	氏名	住所コード	生命保険料
事務区分	カナ	区	配偶者特別
各種項目エリア	漢字	学区	所得控除合計
住所		町	小規模企業共済等掛金
生年月日	郵便番号	住民区分	
性別	カナ	税調個人データ	
カナ氏名	漢字	連番	所得控除・扶養該当
漢字氏名	各種項目エリア	予備1	控除対象配偶者
郵便番号	事務区分	年金種類	同居老親等
カナ住所	所得証明対象年	住所コード	老人扶養
漢字住所	所得証明年月日	予備2	特定扶養
住所コード	所得情報設定表示1	宛名領域	年少扶養
区	所得情報設定表示2	住基世帯番号	その他扶養
学区	所得情報設定表示3	統柄コード	同居特別障害
町	所得情報(老齢)	宛名番号	特別障害
宛名番号	世帯課税区分	宛名番号(再定義)	その他障害者
宛名区分	前年所得合計額1	宛名区分	一項減免サイン(生保判定)
住基個人番号	所得情報(障害・遺族)	住基個人番号	市府民税額

市民税追加情報
株式等譲渡
商品先物取引
総所得金額等の合計金額
その他領域
証明停止サイン
証明停止対象区
合計所得金額
本人フラグ
世帯課税区分
再転入サイン
所得情報設定表示
予備4

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格異動の届出や申請の窓口において、申請書等の内容や本人確認書類(免許証等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。</li> <li>情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。</li> <li>システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システムを通じた入手&gt;</p> <p>システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p>&lt;その他の入手(窓口対応、電話対応等)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格異動の届出や申請においては国民年金法第12条等の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出や申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</li> <li>国民年金に関する事務等の遂行以外の目的で、特定個人情報を入手することがないよう情報管理者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</li> <li>職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し、不適切な操作ができないようになっており、すべてのシステム操作についてログを取得し保管している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。</li> <li>特別な事情により住登外管理をされている者の届出等において、個人番号カード等の確認が困難な場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、情報の漏えいを防止するため、施錠可能な場所に保管する等の適切な措置を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。</li> <li>・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。</li> <li>・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</li> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD, DVD等)を用いた運用をすることを極力行わないこととする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
一	

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。</li> <li>・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。</li> <li>・認証の記録を保管する。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員毎に、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。</li> <li>・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> <li>・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。</li> </ul>		
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録している。</li> <li>・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。</li> </ul>		

#### その他の措置の内容

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]

<選択肢>  
1) 特に力を入れている  
3) 課題が残されている  
2) 十分である

#### リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。</li> <li>・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。</li> <li>・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

#### リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組となっている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・端末画面は、来庁者から見えないようにする。

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。</li> <li>・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>		
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容)を記録する。</li> <li>・システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。</li> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>		
特定個人情報の提供ルール		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>「情報システムの委託に関する管理基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。</p> <p>例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。</p>		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>(システム運用等委託) システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。</p> <p>(業務委託) &lt;ルールの内容&gt; 委託先へ特定個人情報を提供する際に、委託先へデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに媒体を格納したうえで搬送することを義務付ける。 &lt;ルール順守の確認方法&gt; 委託先に提供する際、日付及び件数を記録した確認書を作成し、データ搬送時に合わせて確認を行う。また、日常運用において、ルールが順守されていることを定期的に確認する。</p>		
特定個人情報の消去ルール		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。</li> <li>・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。 ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理責任 ・個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告 ・委託先の視察・監査の実施 ・原則的に再委託を禁止している。 ・複写、複製の原則禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

- [ ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている  
 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

- [ ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている  
 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

- [ ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている  
 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ②サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。		
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<京都市における措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウィルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウィルス等の有害なソフトウェアに関する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウィルス関連情報等)が適切であるかどうかを定期的に確認する。  (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 ・端末等の不正接続防止システムを導入する。		
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容	—				
再発防止策の内容	—				
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	住基情報そのものを使用していることから住基情報の異動と連動しており、古い情報のまま保管するリスクはない。保存期間を経過した情報を消去する仕組みを構築する。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。</li> <li>・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<京都市における措置> ①定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<京都市における措置> ①定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置  ②定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。	

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<京都市における措置> ①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ③各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。	

### 3. その他のリスク対策

--

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	
②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。	
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。	
③手数料等	<p>[ 無料 ] &lt;選択肢&gt;            1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法：手数料は無料。写しの交付を希望する場合、複写料を徴する。(例：片面)            1枚白黒複写につき10円)</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	国民年金における住民票、国保税情報の確認事務(個人情報事務単位での目録の名称)	
公表場所	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
①連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階 TEL 075-213-2993	
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。	

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、保健福祉局生活福祉部保険年金課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	平成27年8月12日から平成27年9月11日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)